

## 農地所有適格法人報告書

自 令和6年1月1日  
至 令和6年12月31日

令和7年〇月×日

幕別町農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地 幕別町字〇〇××番地△

名称及び代表者氏名 (株)幕別〇農場  
代表取締役 幕別 太郎  
電話番号 0155-〇〇-△△△△

次のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

## 記

## 1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名		(株)幕別〇農場 代表取締役 幕別太郎			
主たる事務所の所在地		幕別町字〇〇××番地△			
経営面積 (ha)	所有農地の有無	有 ・ 無			
	市町村	幕別町	帯広市		合計
	田		1.5		1.5
	畑	40.5	2		42.5
	採草放牧地				
	合計	40.5	3.5		44
法人形態		株式会社			

## 2 農地法第2条第3項第1号関係

## (1) 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	甜菜、人参、レタス	加工品の販売	除雪作業受託
翌事業年度の計画	甜菜、人参、レタス	加工品の販売	除雪作業受託

## (2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)	8,000,000	100,000
報告対象年度の1年前(実績)	8,500,000	120,000
報告対象年度(実績)	8,300,000	200,000
翌事業年度の計画	9,200,000	160,000

3 農地法第2条第3項第2号関係

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	翌年度の事業計画	
幕別 太郎	幕別町	日本		40	使用貸借	440,000	270	270	
幕別 花子	幕別町	日本		10			270	270	
札内 一郎	幕別町	日本		5			180	180	
忠類 次郎	幕別町	日本		5			150	150	

議決権の合計

60

農業関係者の議決権の割合 (%)

60%

その法人の行う農業に必要な年間労働日数（事務経理や市場開拓等も含む。）： 日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数
(株)××	帯広市	日本		30
札幌 三郎	札幌市	日本		10

議決権の合計

40

農業関係者以外の者の議決権の割合 (%)

40%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

また、「議決権」については、持分会社の場合は「社員」、農事組合法人の場合は、「組合員」と読み替えて使用してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員すべての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事日数			
					直近実績	翌年度の 事業計画	必要な農作業への年間従事日数	
							直近実績	翌年度の 事業計画
幕別 太郎	幕別町字〇〇×× 番地△	日本		代表 取締役	270	270	270	270
幕別 花子	〃	日本		取締役	270	270	270	270
札幌 一郎	幕別町札幌内◆町◇ ◇番地	日本		取締役	180	180	180	180
忠類 次郎	幕別町忠類●●□ 番地	日本		取締役	150	150	150	150
札幌 三郎	札幌市◎区△条× 丁目■	日本		取締役	0	0	0	0

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事日数			
					直近実績	翌年度の 事業計画	必要な農作業への年間従事日数	
							直近実績	翌年度の 事業計画

(記載要領)

(2) については、(1) の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条で規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

また、記載された使用人が確実に法人で雇用されているかどうかを確認できる書類を添付してください。（雇用契約書の写し、法人代表者が発行する証明書（任意様式）等）

○ その他（北海道独自調査項目、任意回答）

[就業者(常雇い)がない場合は「0」を記入のこと]

- 新規採用の就業者（常雇い）の状況

	本事業年度	前事業年度
新規採用の就業者数（前職が農業及び下表①・②の外国人を除く）	1	0

- 就業者（常雇い）の状況

	本事業年度	前事業年度
就業者数	6	5
うち外国人技能実習生①	1	1
うち特定技能外国人②	1	1
うち上記以外の外国人	0	0

※就業者（常雇い）

あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業（関連事業を含む）のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。4(1)の理事等を除く。）をいう。

※就業者数

当該事業年度において雇った就業者（常雇い）の人数の合計をいう。

(記載要領)

- 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等を含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

- 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

- 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

4 「3(1)農業関係者」は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「農地等の面積（㎡）」の「面積」欄には、構成員が農地中間管理機構に提供している農地等のうち、農地中間管理機構が法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記入してください。

6 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

7 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください（ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

【本様式に添付する書類のチェックリスト】（農地法施行規則第58条関係）

- ① 定款の写し  
（以前に農業委員会に提出していて、その後定款変更をしていない場合は、省略可能）
- ② 農事組合法人の場合は、組合員名簿。株式会社の場合は、株式名簿の写し  
※ 持分会社の場合は、定款等構成員が確認できる書類
- ③ 承認会社が構成員となっている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面とその承認会社の株主名簿の写し
- ④ 使用人を農作業の従事者とする場合には、その使用人を確実に雇用していることを証する書面（雇用契約書の写し、法人代表による証明等）
- ⑤ その他、農業委員会から求められた参考となるべき書類